

20210927-2\_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 61：改訂したフィリピンにおけるオムニバス・ガイドラインの発表（9月23日付））

【ポイント】

●フィリピン政府は、9月23日付で改訂したフィリピンにおけるオムニバス・ガイドラインを発表しました。

【本文】

1 フィリピン政府は9月23日付で、改訂したフィリピンにおけるオムニバス・ガイドラインを発表しました。

前回（8月19日）発表されたオムニバス・ガイドラインからの変更点については、コミュニティ隔離措置の分類（ECQ、MECQ、GCQ）において、COVID-19以外の原因で死亡した人の葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための集会の条項に COVID-19 が原因で死亡した人の火葬した遺骨の取扱いが追加されています。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（2021年9月23日付けフィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン）

<https://www.officialgazette.gov.ph/2021/09/23/omnibus-guidelines-on-the-implementation-of-community-quarantine-in-the-philippines-with-amendments-as-of-september-23-2021/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてくださ

い（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park,  
Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)